

# 了鳥取県公報

平成15年12月26日(金) 号外第173号

毎週火・金曜日発行

	次
$\blacksquare$	八

規 鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則(97) 鳥取県会計規則の一部を改正する規則(98)(審査課)......4

----- 公布された規則のあらまし -----

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 推進員の職務の遂行に関する事項を定めた規定を削ることとした。(第3条、第5条~第8条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

- 1 収納金集計票の納付日の欄への記入に係る留意事項について、所要の改正を行うこととした。(様式第11 号)
- 2 この規則は、平成16年1月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山

### 鳥取県規則第97号

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(平成13年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄 中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条 とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条(以下「削除条」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。) に対応 する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合 には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正 部分を削る

改 正 後	改 正 前
(推進員の任命)	   (推進員の任命)
<b>62</b> 条 略	第2条 略
	35 - 37 · ································
	(推進員の職務の遂行方法)
	第3条 推進員は、それぞれ独立してその職務を遂行る
	る。ただし、次に掲げる事項の決定は、合議により行
	<u>うものとする。</u>
	(1) 職務の執行の方針に関すること。
	(2) 条例第24条第3号又は第30条第1項の規定に
	<u>づき勧告を行うこと。</u>
	(3) 条例第24条第3号の規定に基づき意見を述べる
	<u></u>
	(4) 条例第30条第3項の規定に基づき意見を公表す
	(5) その他推進員の合議の結果合議により決定する
	<u>こととされた事項に関すること。</u>
(申出の方法 )	   (申出の方法)
等 <u>3条</u> 略	第4条 略
	(審査を行わない申出)
	第5条 推進員は、次の各号のいずれかに該当する事項
	に係る申出については、審査を行わないものとする。
	(1) 裁判所において係争中の事案及び判決により
	定した事案に関する事項
	(2) 行政庁において審理中の不服申立てに係る事業
	及び裁決等により確定した事案に関する事項
	(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待
	の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号) 第 12条第1項の規定による紛争の解決の援助又は同
	第13条第1項の規定による調子の解決の援助ストロー
	(4) 条例又はこの規則の規定に基づく推進員の行
	に関する事項
	<u>ることが適当でないと認める事項</u>
	2 推進員は、条例第19条第2項の規定による申出が、
	条例第18条第2項の規定による通知のあった日から6
	日を経過した日以降にされたものであるときは、当
	申出を受理しないものとする。ただし、60日を経過
	たことについて正当な理由があると推進員が認める。
	<u>きは、この限りでない。</u>
	3 推進員は、前2項の場合においては、申出について
	審査をしない旨又は申出を受理しない旨及びその理
	<u>を、当該申出をした者に対して通知するものとする。</u> 

- 第6条 推進員は、申出について審査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関(条例第19条第2項の規定に基づく申出にあっては、知事)及び関係者に通知するものとする。ただし、条例第19条第2項の規定に基づく申出について審査を開始する場合であって、関係者に通知せず、又は審査開始後に通知することが適当であると認めるときは、通知せず、又は審査開始後に通知することができる。
- 2 推進員は、条例第28条第1項の規定による県の機関 に対する報告又は資料の提出の要求を行うときは、書 面により行うものとする。

#### (勧告及び意見の公表の通知)

- 第7条 推進員は、条例第24条第3号若しくは第30条第 1項の規定により勧告をし、条例第24条第3号の規定 により意見を述べ、又は条例第30条第3項の規定によ り意見を公表した場合において、当該勧告等に係る事 項について条例第19条に基づく申出をした者がいると きは、その内容を当該申出をした者に通知するものと する。
- 2 推進員は、条例第30条第3項の規定による意見の公表を行ったときは、関係する県の機関にその内容について通知するものとする。

## (申出の処理状況等の報告等)

第8条 推進員は、毎年度1回以上、申出の処理の状況 及びこれに関する所見等に係る報告書を作成し、知事 に提出するとともに、これを公表するものとする。

# (身分証明書)

第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務を 行う場合には、その身分を示す別記様式の証明書を携 帯し、関係者から請求があったときは、これを提示し なければならない。

(委任)

第10条 略

別記様式(第9条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(抜粋) (身分証明書)

第9条 推進員は、条例第28条第1項に規定する職務 を行う場合には、その身分を示す<u>別記様式の</u>証明書

#### (身分証明書)

第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う<u>推進員</u> の身分を示す証明書<u>は、別記様式によるものとする</u>。

(委任)

第5条 略

別記様式(第4条関係)

(表)

略

(裏)

鳥取県男女共同参画推進条例(抜粋)

略

鳥取県男女共同参画推進条例施行規則(抜粋) (身分証明書)

第4条 条例第28条第1項に規定する職務を行う<u>推進</u> 員の身分を示す証明書は、<u>別記様式によるものとす</u> 4 平成15年12月26日 金曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第173号

<u>る</u>。

<u>を携帯し、関係者から請求があったときは、これを</u> <u>提示しなければならない</u>。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月26日

鳥取県知事 片 山 善博

## 鳥取県規則第98号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。 様式第11号を次のように改める。

様式第11号(第27条関係) <b>2.1</b>
(1) 収 納 金 集 計 票 (鳥 取 県 公 金)
<b>0</b> 90
金融機関コード 分類区分 ◆
3 9 10 11 III III III III III III III III I
収 納 日 納 付 日 ◀
領収済通知書 枚 数
24 26 27 38
指定金融機関 受入店番 指定金融機関受入日
39 41 42 47
記 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
入
2 7 01 一般会計県税(OCR) 06 特別会計(OCR)
3 8 02 一般会計県税 (パンチ) 07 特別会計 (パンチ)
04 一般会計税外(OCR) 08 歳入歳出外現金(OCR)
4 9 05 一般芸計税外(ハンチ) 09 歳八歳山外現金(ハンチ)

6 平成15年12月26日	金曜日	鳥取県	公 報	(号外)第173号	
	収		) 集 計 票 公金)		
0 9	2				
金融機関		<b>9</b> 10	11 (自動車税)		
12	日 17	18	納 付 日	23	
領収済通知書 枚 数 24 26 枚	27	金 	額	35 円	
指定金融機関 受 入 店 番 36 38	指定金	融機関受入日	44		
		会社みずほ銀行(		店舗・収納代理金融機関の取 く。) 以外の金融機関の店舗	
記 入 例 0 1 2 3	4 5	6 7	8 9		
附 則 この規則は、平成16年 <b>1</b> 月 <b>1</b> 日から施行する。					